



DV 防止啓発に係る研修会への講師派遣事業の実施について

「DVとは」

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人などの親密な関係にある又はあった相手から振るわれる暴力のことです。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる相手・場合であっても決して許されません。

DV防止のための両輪 「予防啓発」と「相談支援」

予防啓発 誰もが「DVの被害者にも加害者にも傍観者にもならない」ようにしていくこと。

3本の柱 「暴力への気づき」「対等な関係の学び」「ジェンダー平等」

DVの被害者にも、加害者にも
傍観者にもならない

暴力への気づき

対等な関係の学び

ジェンダー平等

県では、地域や職場等において、人権啓発講座を開催する場合に講師を派遣し、DVや性暴力の予防啓発に取り組んでいます。

○研修内容例

内容	講師	時間
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の中の人権について考える (DV・虐待・性暴力) 幸せに生きる権利 互いが対等な立場で尊重できる関係になる 相談できることを知ろう ・DVを発見した場合の対応について ・DV相談の現状と支援について など 	愛媛県男女共同参画センター職員ほか	60分

○会場及び費用

愛媛県内であればどこへでも伺います。会場は、職場や研修施設、近隣の公民館など貴団体でご用意ください。講師派遣にかかる旅費や報償費はかかりません。県が負担します。オンラインでも対応できます。

○事業実施期間

令和4年6月～令和5年2月

※応募締め切り：実施予定日の2か月前まで

※事業実施予算に限りがあるため、全ての申し込みにお応え出来るものではありません。お早めにお申し込みください。

○お申込み方法

裏面申込書に必要事項を記載し、メール、FAX又は郵送等により下記までお送りください。
ご不明の点があれば、お気軽に電話でお問合せください。

【申込み先・問合せ先】

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課（担当：福井）
〒790-8570 松山市一番町4丁目4の2
電話（089）912-2332 FAX（089）912-2444
メール danjokyodo@pref.ehime.lg.jp

研修会への講師派遣事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、DV防止啓発に係る地域及び職場における研修に講師を派遣する「研修会への講師派遣事業」の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2 配偶者やパートナー等の親密な関係にある男女間における暴力であるDVは、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、DVの根絶に向けて、市町や関係団体、企業、NPO等（以下「団体等」という。）との連携を図りながら、地域及び職場における研修に講師を派遣することにより、あらゆる場において県民に向けた意識啓発が進められるよう支援することを目的とする。

(派遣する講師の選定)

第3 派遣する講師は、研修内容及び開催期日、参加者数等を勘案し、男女参画・県民協働課が決定する。

(派遣の申込み等)

第4 講師の派遣を希望する団体等は、原則として研修を開催する2か月前までに、研修会への講師派遣事業申込書（様式第1号）により、男女参画・県民協働課に申し込むものとする。

2 研修の実施に係る施設及び設備の準備等は、すべて団体等において行うものとする。

(派遣の決定及び通知)

第5 派遣の申込みがあったときは、男女参画・県民協働課長が派遣の可否を決定し、派遣する場合にあっては、講師及び日程等の調整を行い、研修会への講師派遣事業実施決定通知書（様式第2号）により、派遣しない場合にあっては、その理由を付して派遣しないことを当該団体等に通知する。

(派遣の要件)

第6 派遣する研修は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内で開催され、参加者が概ね10人以上であること。
- (2) DVの防止啓発を目的とするものであること。

(開催の期日及び時間)

第7 研修を開催する期日及び時間は次のとおりとする。

- (1) 原則として団体等が希望する日とする。ただし、県及び講師等の都合により調整を行う場合がある。
- (2) 研修の時間は、概ね1時間から2時間程度とする。

(費用の負担)

第8 研修に要する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 研修の開催に要する費用（会場使用料、資料コピー代等）は、団体等の負担とする。
- (2) 講師等の派遣に要する費用（講師謝金又は派遣料、講師旅費）は、男女参画・県民協働課が負担する。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、男女参画・県民協働課長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

— 記入例 —

(様式第1号)

愛媛県男女参画・県民協働課行き (FAX 089-912-2444) [送状不要]

研修会への講師派遣事業 申込書

令和4年8月1日

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長 様

(代表者名) 株式会社えひめ サービス向上課
課長 まどんな 紅子

DV防止啓発出前講座を実施しますので、次のとおり講師の派遣をお願いします。

団体名	株式会社えひめ サービス向上課		
代表者名	まどんな 紅子 ※ 申込者と同じ方のお名前。		
住 所	〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2		
行事等の名称	マネージャー・リーダー連絡会	参加予定人数	50人
行事等の概要	会社の研修でドメスティック・バイオレンスについての勉強会を行う。		
開催方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン		
会場となる場所		設備等	マイク(講師用) 有・無 パソコン(パワーポイント) 有・無 DVDの放映機器 有・無
開催時期	第1希望	令和4年10月25日 13時30分～14時30分	
	第2希望	令和4年11月22日 13時30分～14時30分	
希望する講座の内容、その他の要望 「ドメスティック・バイオレンス(DV)とは何か。」「DVを未然に防ぐためには、どのようなことを心がければよいのか。」「DVの被害を受けている場合はどうすればいいのか。どこに相談すればよいのか。」など、DVについて詳しく学びたい。			
連絡先	担当者職氏名	サービス向上課 せとか 甘平	
	電話番号	089-912-23*	FAX 089-912-23*
	メールアドレス		

注意事項

- 原則として実施予定日の2か月前までにお申し込みください。
- 概ね10人以上の方が参加し、DVの防止啓発を目的とする行事が対象です。
- 事業実施予算に限りがあるため、全ての申し込みにお応え出来るものではありません。
お早めにお申し込みください。
- 申込書到着後、1週間以内に当課担当から御連絡させていただきます。

(様式第1号)

愛媛県男女参画・県民協働課行き (FAX 089-912-2444) [送状不要]

研修会への講師派遣事業 申込書

令和 年 月 日

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長 様

(代表者名)

DV防止啓発出前講座を実施しますので、次のとおり講師の派遣をお願いします。

団体名					
代表者名					
住 所	〒 一				
行事等の名称				参加予定人数	人
行事等の概要					
開催方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> オンライン				
会場となる場所			設備等	マイク(講師用) 有・無 パソコン(パワーポイント) 有・無 DVDの放映機器 有・無	
開催時期	第1希望	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分			
	第2希望	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分			
希望する講座の内容、その他の要望					
連絡先	担当者職氏名				
	電話番号		FAX		
	メールアドレス				

注意事項

- 原則として実施予定日の2か月前までにお申し込みください。
- 概ね10人以上の方が参加し、DVの防止啓発を目的とする行事が対象です。
- 事業実施予算に限りがあるため、全ての申し込みにお応え出来るものではありません。
お早めにお申し込みください。
- 申込書到着後、1週間以内に当課担当から御連絡させていただきます。